

# 令和4年第14回 委員会議題

令和4年9月1日

## 1 議案

議案第49号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第50号 選挙人名簿に登録する者について

## 2 その他

(1) 西区検察審査員及び裁判員候補者予定者名簿の調製について

議案第49号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年9月1日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川口 晴 義

- |   |           |          |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数   | 1,050人   |
|   | 内訳 死亡者    | 102人     |
|   | 市外転出者     | 948人     |
|   | 誤載者       | 0人       |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり   |
| 3 | 抹消年月日     | 令和4年9月1日 |

(理由)

公職選挙法第28条の規定による。(青②)

(参 考)

抹消の基準日 令和4年9月1日

- 1 死亡者  
令和4年8月1日から令和4年8月31日までに市長から通知を受けた死亡者
- 2 市外へ転出後4箇月を経過した者  
令和4年4月1日から令和4年4月30日までに市外へ転出した者
- 3 抹消の内訳

区 分	男	女	計
死 亡 者	47	55	102
転 出 者	498	450	948
誤 載 者	0	0	0
計	545	505	1,050

議案第 50 号

選挙人名簿に登録する者について

令和4年9月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和4年9月1日

福岡市西区選挙管理委員会  
委員長 川口晴義

- |             |          |
|-------------|----------|
| 1 登録する者の数   | 3,003人   |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり   |
| 3 登録年月日     | 令和4年9月1日 |

(理由)

公職選挙法第22条の第1項の規定による。(青①)

(参 考)

登録の基準日      令和4年9月1日

- 1 年齢満18年以上となるもの  
平成16年6月3日から平成16年9月2日までに出生した者
- 2 転入後、3箇月以上住民基本台帳に登録されている者  
令和4年3月2日から令和4年6月1日までに転入届をした者



## 2 その他

### (1) 西区検察審査員及び裁判員候補者予定者名簿の調製について

#### 検察審査員候補者予定者名簿調製の事務処理概要

- 7月上旬 選挙人名簿登録者数の照会・回答  
(福岡第1、第2検察審査会 ←→ 区選管)
- 9月1日 選管への割当数の通知期限  
(福岡第1、第2検察審査会 → 区選管)  
本籍照会書の送付(福岡第1、第2検察審査会 → 福岡市)

#### [割当数の通知以降]

検察審査員候補者予定者名簿の調製作業  
(名簿調製プログラムを利用)  
・選挙人名簿からのデータ抽出、変換作業  
・失権者情報の削除  
・本籍情報付加、くじ処理(第1、第2検察審査会用)

福岡第1、第2検察審査会提出用ファイル作成作業  
(名簿調製プログラムを利用)  
・送付用データ作成

- 9月20日 検察審査員候補者予定者名簿の調製議決  
(区選管委員会開催)
- 9月30日 検察審査員候補者予定者名簿送付期限  
(福岡第1、第2検察審査会事務局 ← 区選管)  
※まとめて福岡第1検察審査会事務局へ持参
- (福岡第1、第2検察審査会)  
資格調査  
検察審査員候補者名簿の調製  
検察審査員候補者へ通知・調査票送付・回収

## 裁判員候補者予定者名簿調製の事務処理概要

- 7月上旬  
選挙人名簿登録者数の照会・回答  
(地方裁判所 ←→ 区選管)
- 9月1日  
選管への割当数の通知期限  
(地方裁判所 → 区選管)  
本籍照会書の送付(地方裁判所 → 福岡市)
- [割当数の通知以降]  
裁判員候補者予定者名簿の調製作業  
(名簿調製プログラムを利用)
  - ・選挙人名簿からのデータ抽出、変換作業
  - ・失権者情報の削除
  - ・本籍情報付加、くじ処理  
地方裁判所提出用ファイル作成作業  
(名簿調製プログラムを利用)
  - ・送付用データ作成
- 9月20日  
裁判員候補者予定者名簿の調製議決  
(区選管委員会開催)
- 9月30日  
裁判員候補者予定者名簿送付期限  
(地方裁判所 ← 区選管)
- (地方裁判所)  
資格調査  
裁判員候補者名簿の調製  
裁判員候補者へ通知・調査票送付・回収
- 該当公判6週間前  
(地方裁判所)  
裁判員候補者名簿からくじを実施  
該当者へ調査票送付・回収
- 公判当日  
(地方裁判所)  
呼び出し、選任手続き